

特別養護老人ホーム大磯喜楽園 料金表

【従来型多床室】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で利用料金を計算しています。

令和6年4月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	個別機能 訓練加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅰ	夜勤職員 配置加算Ⅰ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅱ	介護職員等 ベースアップ 等支援加算	介護保険負担 限度額認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	589							第1段階	300円	0円	31,436円	115,573円	137,710円
								第2段階	390円	370円	45,696円		
								第3段階①	650円	370円	53,756円		
								第3段階②	1,360円	370円	75,766円		
								第4段階	1,445円	855円	93,436円		
要介護2	659							第1段階	300円	0円	33,937円	120,574円	145,211円
								第2段階	390円	370円	48,197円		
								第3段階①	650円	370円	56,257円		
								第3段階②	1,360円	370円	78,267円		
								第4段階	1,445円	855円	95,937円		
要介護3	732	12	4	13	1カ月の 総単位数 ×8.3%	1カ月の 総単位数 ×2.3%	1カ月の 総単位数 ×1.6%	第1段階	300円	0円	36,544円	125,789円	153,034円
								第2段階	390円	370円	50,804円		
								第3段階①	650円	370円	58,864円		
								第3段階②	1,360円	370円	80,874円		
								第4段階	1,445円	855円	98,544円		
要介護4	802							第1段階	300円	0円	39,045円	130,790円	160,535円
								第2段階	390円	370円	53,305円		
								第3段階①	650円	370円	61,365円		
								第3段階②	1,360円	370円	83,375円		
								第4段階	1,445円	855円	101,045円		
要介護5	871							第1段階	300円	0円	41,510円	135,720円	167,930円
								第2段階	390円	370円	55,770円		
								第3段階①	650円	370円	63,830円		
								第3段階②	1,360円	370円	85,840円		
								第4段階	1,445円	855円	103,510円		

*上記の料金は、1単位×10,27円（地域区分）で計算されています。

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に居住し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*その他の料金及び各加算料金については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリドント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費
③医療費、薬費	実費
④預り金管理料	2,000円／月
⑤私物電気代	1台につき50円／日（上限額は2台合計100円まで）

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置	4円／日	○
看護体制加算Ⅱ	最低基準を1人以上、上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している	8円／日	—
夜勤職員配置加算	通常の夜勤職員（人員基準）に加え、介護職員または看護職員をを1人以上配置	13円／日	○
個別機能訓練加算Ⅰ	常勤の機能訓練士または看護師を1名以上配置	12円／日	○
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合に算定	50円／月	○
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円／月	※
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円／月	※
初期加算	入居日から30日以内の期間1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円／日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円／日	※
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数に対して8.3%		○
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して2.3%		○
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数に対して1.6%		○

*上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

*上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。